

## 別紙－2 廃棄物の排出海域

排出海域は、図－2.1 に示すとおり、大井川港から南東に約 35km 離れた、水深 2,000m の駿河湾沖の以下の 4 点に囲まれた海域とした（1 辺が約 1,000m である）。

排出海域は、我が国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省令第 28 号）」第 6 条第 1 項に規定する IV 海域に該当する。

①北緯 34° 29' 24" 東経 138° 27' 47"

②北緯 34° 29' 24" 東経 138° 28' 26"

③北緯 34° 28' 52" 東経 138° 27' 47"

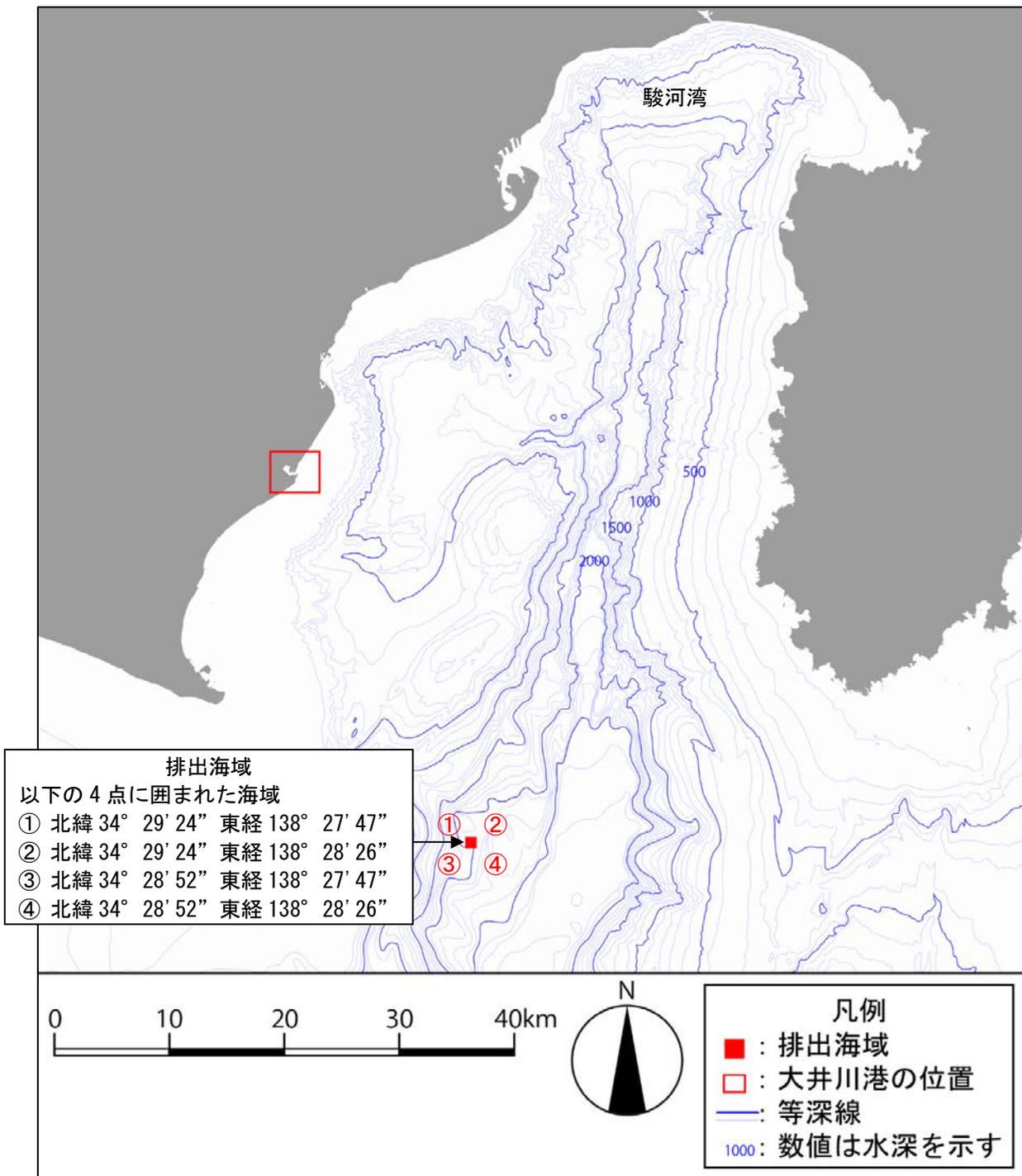
④北緯 34° 28' 52" 東経 138° 28' 26"

排出海域の選定は、海底環境や生態系、海底ケーブルその他の状況を検討すると共に、船の航行の障害とならない等、漁業関係者との協議を経て同意が得られた海域とした。

静岡県では港湾浚渫土砂の海洋投入処分について、県漁連を通じて地元漁協と協議を実施、投入箇所・投入量の取り決めを行い、1 年毎に覚書を交わしている。その覚書に従い大井川港では最も近い投入箇所を排出海域としている。さらに、排出に使用する船が流れ等により移動することを考慮し、排出海域の範囲を設定した。なお、前回許可(13-004)と同一の排出海域に設定した。

また、本申請の排出海域の周辺に、他の許可における排出海域の存在を確認するため、海洋投入処分の許可状況（平成 31 年 1 月 15 日時点）をとりまとめた（表－2.1、図－2.2 及び図－2.3 参照）。

本申請の排出海域はいずれの排出海域より 18km 以上離れている。



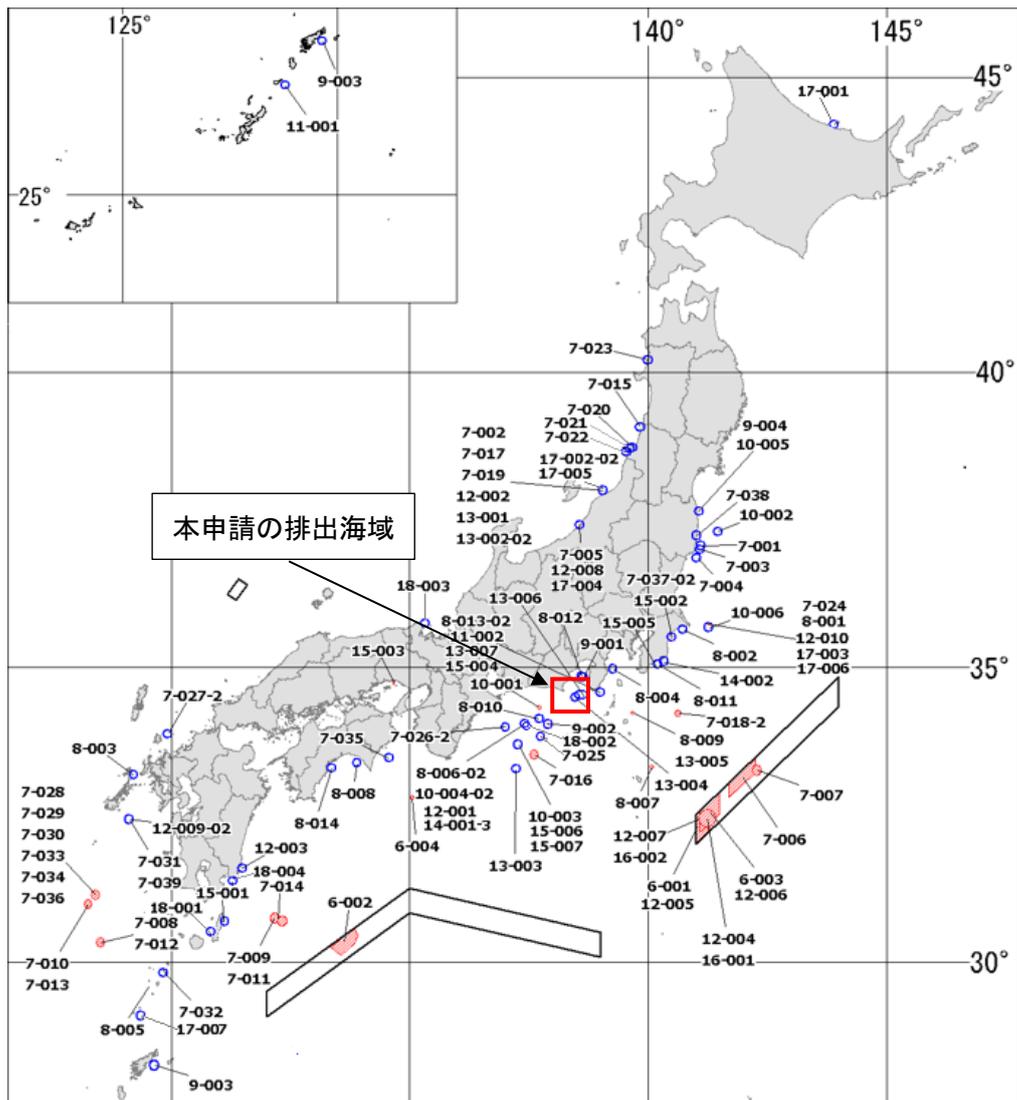
出典)「海底地形デジタルデータ M7001」((財)日本水路協会、2011年)より作成

図-2.1 本申請の排出海域

表-2.1 本申請の排出海域の周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

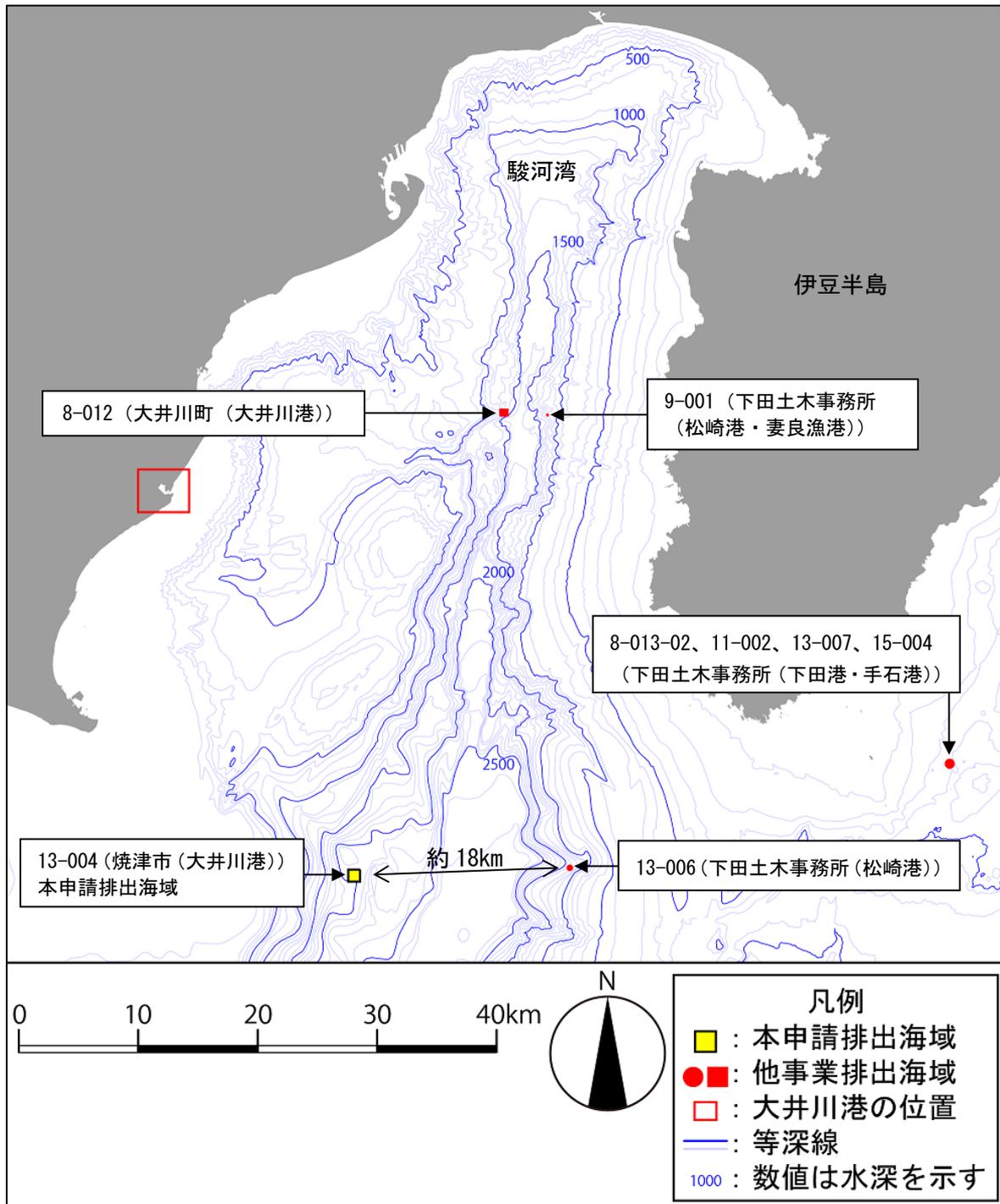
許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量 (m <sup>3</sup> )	排出海域
8-012	静岡県大井川町 (大井川港)	平成 20 年 8 月 1 日 ～ 平成 25 年 7 月 31 日	15,000	北緯 34° 50′ 11″、東経 138° 36′ 11″ 北緯 34° 50′ 30″、東経 138° 36′ 11″ 北緯 34° 50′ 30″、東経 138° 36′ 35″ 北緯 34° 50′ 11″、東経 138° 36′ 35″ 以上の 4 点に囲まれた海域
8-013-02	静岡県下田 土木事務所 (下田港・手石港)	平成 21 年 1 月 10 日 ～ 平成 23 年 3 月 31 日	8,400	北緯 34° 34′ 12″、東経 139° 00′ 48″ を中心とした半径 100m の海域
9-001	静岡県下田 土木事務所 (松崎港・妻良漁港)	平成 21 年 3 月 10 日 ～ 平成 24 年 3 月 9 日	12,000	北緯 34° 50′ 01″、東経 138° 38′ 35″ を中心とした半径 100m の海域
11-002	静岡県下田 土木事務所 (下田港・手石港)	平成 24 年 1 月 1 日 ～ 平成 24 年 12 月 31 日	6,000	北緯 34° 34′ 12″、東経 139° 00′ 48″ を中心とした半径 100m の海域
13-004	静岡県焼津市 (大井川港)	平成 25 年 10 月 1 日 ～ 平成 30 年 9 月 30 日	25,000	北緯 34° 29′ 24″、東経 138° 27′ 47″ 北緯 34° 29′ 24″、東経 138° 28′ 26″ 北緯 34° 28′ 52″、東経 138° 27′ 47″ 北緯 34° 28′ 52″、東経 138° 28′ 26″ 以上の 4 点に囲まれた海域
13-006	静岡県下田 土木事務所 (松崎港)	平成 25 年 12 月 27 日 ～ 平成 30 年 12 月 26 日	16,413	北緯 34° 29′ 30″、東経 138° 39′ 57″ を中心とした半径 250m の海域
13-007	静岡県下田 土木事務所 (下田港・手石港)	平成 25 年 12 月 30 日 ～ 平成 26 年 12 月 29 日	6,000	北緯 34° 34′ 12″、東経 139° 00′ 48″ を中心とした半径 100m の海域
15-004	静岡県下田 土木事務所 (下田港・手石港)	平成 27 年 10 月 1 日 ～ 平成 32 年 9 月 30 日	139,100	北緯 34° 34′ 12″、東経 139° 00′ 48″ を中心とした半径 400m の海域

出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省ウェブサイト、平成 31 年 1 月 15 日時点)より作成



出典) 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省ウェブサイト、平成 31 年 1 月 15 日時点) より作成

図-2.2 海洋投入処分が許可された排出海域



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省ウェブサイト、平成31年1月15日時点)、「海底地形デジタルデータ M7001」((財)日本水路協会、2011年)より作成

図-2.3 本申請排出海域と近傍の他事業排出海域の関係